

## プレミアム基準策定ガイドライン案

【第 4 回判断基準の将来展開検討委員会提出資料（12 月 27 日開催）】

本年度作成するプレミアム基準策定ガイドライン案の構成は、以下のとおりである。

### プレミアム基準策定ガイドライン案構成

はじめに

- 1．市場のグリーン化の推進
  - 1 - 1 経済・社会のグリーン化の推進
  - 1 - 2 市場のグリーン化におけるグリーン購入法の役割
- 2．プレミアム基準の必要性と意義
  - 2 - 1 市場の更なるグリーン化に向けた検討
  - 2 - 2 プレミアム基準の必要性
  - 2 - 3 本ガイドラインの対象
- 3．プレミアム基準設定に関する対応方針及び要件
  - 3 - 1 主な環境政策への対応方針
  - 3 - 2 プレミアム基準の要件
- 4．プレミアム基準の設定
  - 4 - 1 プレミアム基準の設定方法
  - 4 - 2 事業者の環境配慮への取組の評価
  - 4 - 3 分野別のプレミアム基準の設定

#### 【参 考 資 料】

特定調達品目のプレミアム基準の設定方法一覧（暫定版）

上記の構成に沿ってプレミアム基準策定ガイドライン案を以下に示す。

## はじめに

市場の更なるグリーン化に向け、物品やサービスを調達する場合は、より環境に配慮した物品等を選択することが極めて重要である。

国等の機関においては、平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷の少ない物品やサービスの購入に積極的に取り組んできたところであるが、更なるグリーン化のためには、国等の機関の調達担当者は、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、可能な限り、より高い環境性能に基づく基準を設定し、その基準を満たした物品等を率先的に調達することが望ましい。

本ガイドラインは、国等の機関における環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく基準を設定するに当たって、参考となる基準の考え方及びその方法等を取りまとめたものである。本ガイドラインに記載されている具体的な設定例については、国等の機関が既に取り組んでいるグリーン購入法の特定調達品目から選択し、その考え方を示しているところであるが、例としてあげられていない物品等にあっても、可能な限り当該品目の特性を踏まえ、より高い環境性能に基づく基準を設定の上、調達することが望まれる。

また、国等の機関による、こうしたより環境性能の高い物品等の率先購入への取組が地方公共団体や民間部門への波及効果となって現れることも重要であり、地方公共団体、事業者及び消費者等が物品等を調達する場合にあっても、本ガイドラインを活用し、その取組を推進することが期待される。

## 1．市場のグリーン化の推進

### 1 - 1 経済・社会のグリーン化の推進

環境負荷の増大による地球温暖化の進行、廃棄物問題や生物多様性の減少、資源の枯渇など、今日の環境問題は大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画においては、環境と経済の密接不可分の関わりを踏まえた取組の推進として、「環境保全が人間の健康・生活を守り、生物多様性を保全するのみならず、環境制約の中で経済活動を持続的に発展させるためにも重要であること、国際社会において環境に関する規制や規格が整備される中、環境対応が経済活動において必須になっていること、我が国の環境技術等が我が国の経済発展に大きく貢献するだけでなく、世界の環境と経済の持続可能性も向上させるものである」とされている。また、第四次環境基本計画における事象横断的な重点分野の一つとして「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」が掲げられ、次のような中長期的な目標を実現することが必要とされている。

環境利用のコストが価格を通じて十分市場に反映されること等により、環境によい商品・サービスが優先的に顧客や消費者から受け入れられるものとなること。さらに、消費者、企業、投資家などの各経済主体が、その経済行為の中に環境への配慮を組み込むとともに、積極的に環境に取り組む能力を向上させていくこと。環境配慮型商品・サービスに関する情報が適切に消費者に提供されると同時に適切な環境教育等が行われることにより、環境配慮型商品・サービスが経済的に高く評価され、経済・社会の隅々まで普及すること。

### 1 - 2 市場のグリーン化におけるグリーン購入法の役割

#### (1) 市場のグリーン化

環境と経済のかかわりが一層広く深いものになり、経済活動における環境保全を織り込んだ取組が環境保全上のみならず、経済活動自体のためにも重要となっていることから、経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を進める必要がある。また、環境と経済の好循環を図り、いわゆるグリーン・イノベーションを創出していくためには、汚染物質の排出規制のような直接規制だけでなく、環境負荷を減らせば減らすほどメリットが生じる経済的手法を含む効果的なポリシーミックスの推進が必要である。とりわけ、「市場」に着眼し、そのグリーン化を図っていくための施策は、多くの主体に効率的かつ効果的に働きかけることができるという特徴を有していることから、持続可能な経済社会の構築に向けて、重要な施策

となっている。このような中、平成 22 年 4 月の環境経済成長ビジョンにおいて「環境配慮型の製品・サービスを開発・提供することを需要の拡大につなげることをはじめ、環境に配慮した企業行動が評価を受け、より大きな利潤を得ることが出来るような市場を形成する必要がある」( = 市場のグリーン化 ) とされている。

そうした中、国及び独立行政法人等(以下「国等」という。 )においては、グリーン購入法に基づき、平成 13 年度より率先して環境物品等の購入に努めてきた結果、市場のグリーン化に対して一定の効果が得られているところである。

## ( 2 ) 環境物品等への需要の転換の促進

グリーン購入法では、国等における環境物品等(環境負荷低減に資する原材料又は部品、製品、役務)の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。 )を策定することを定めている。

基本方針においては、グリーン購入の推進が、これらの環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすことが示されている。特に、グリーン購入を推進する上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等が果たす役割は極めて大きいものがあり、また、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進するきっかけになるものと考えられる。

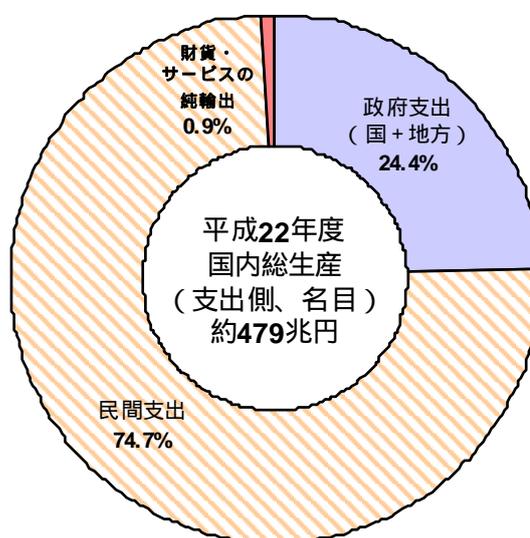


図1 - 1 国内総生産の部門別割合

## ( 3 ) グリーン購入法の評価

グリーン購入法の特定調達品目<sup>1</sup>は、法律が全面施行された平成 13 年度において 14 分野 101 品目であったが、平成 24 年 2 月には 19 分野 261 品目へと増加している。国等の機関による調達の実施状況については、平成 13 年度において特定調達品目数(公共工事分野を除く)に占める調達率<sup>2</sup>が 95%以上の品目数の割合は 44.4%であったが、平成 16 年度以降は 90%以上を維持しており、極めて高い水準にある。

グリーン購入法に基づき国等の機関が環境物品等を優先的に購入することより、初期需要の創出につながり、その結果として環境物品等の市場の形成が図られるという

<sup>1</sup> 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類。

<sup>2</sup> 国等のすべての機関の特定調達物品等(当該特定調達品目に係る判断の基準を満たす物品等)の調達量を当該特定調達品目の総調達量で除した値。

継続的改善を伴った波及効果がみられることは、グリーン購入法の成果の一つとして一定の評価ができるものと考えられる。

このような市場形成効果は、継続的に調査を実施しているすべての品目において、経年的な市場占有率の上昇という形で現れているものと考えられ、今後とも国等の機関が自ら率先して、より高い意識の下、環境物品等の調達を一層推進することが強く求められる。

また、併せて国等の機関によるグリーン購入法に基づく調達方針の策定及び環境物品等の調達の推進が、地方公共団体の調達方針の策定をはじめとしたグリーン購入の促進に寄与したことは評価できるものと考えられる。

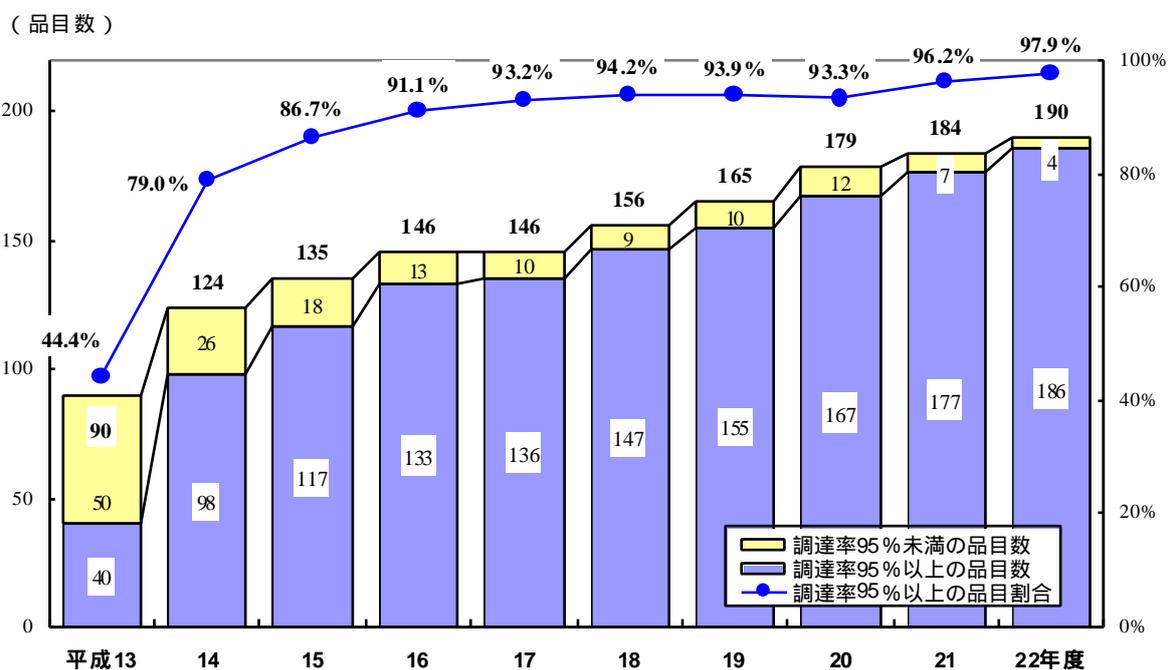


図1 - 2 国等の機関の調達実績の推移

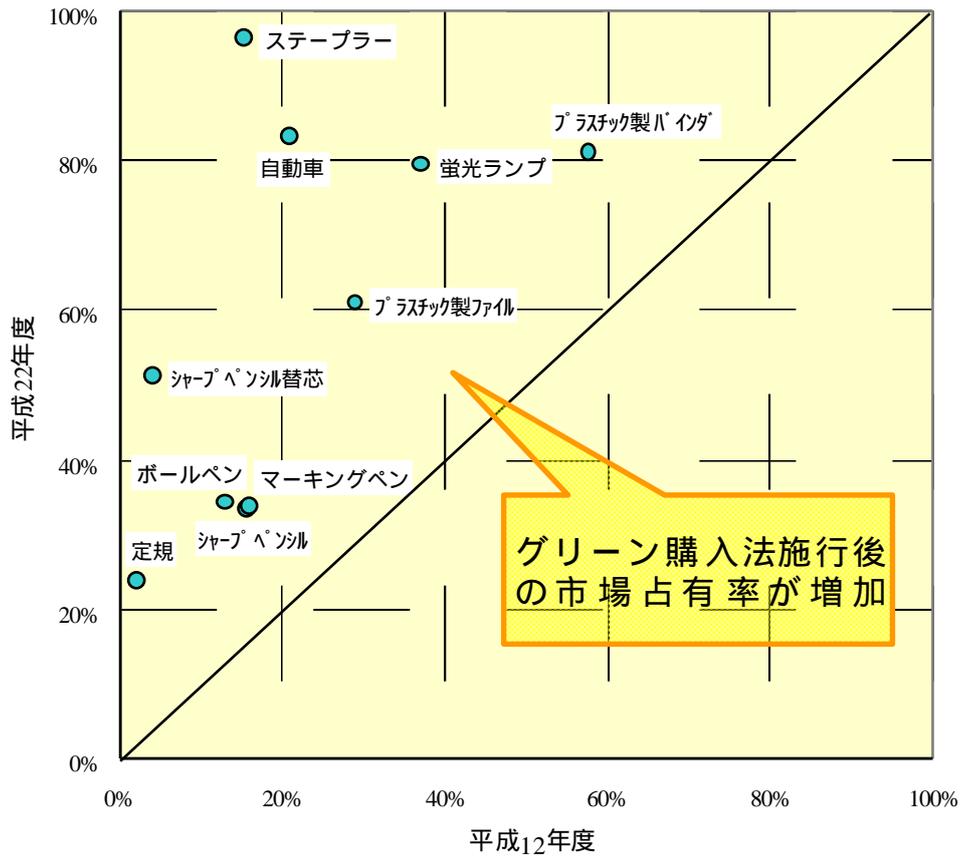


図1 - 3 グリーン購入法施行前後の特定調達品目の市場占有率

## 2 . プレミアム基準の必要性和意義

### 2 - 1 市場の更なるグリーン化に向けた検討

平成 23 年度に開催された「グリーン・マーケット<sup>+</sup>(プラス)研究会」においては、持続可能な経済社会の実現に向け、市場のグリーン化を一層進めていくため(=グリーン・マーケット<sup>+</sup>)、幅広い商品・サービスについて、環境配慮に向けた事業者の取組が評価され、環境に配慮した商品・サービスへの需要が掘り起こされているか、といった観点から既存施策を見直しつつ、今後施策を強化・充実させていくための方向性を検討した<sup>3</sup>。

研究会のとりまとめ<sup>4</sup>において、市場のグリーン化に係る現状について、以下のとおり整理している。

- グリーン購入法の特定調達品目を中心に環境関連市場が一定程度成立している状況にあるが、市場全体でみた場合のグリーン化は必ずしも十分ではなく、幅広い商品・サービスについて環境配慮への継続的な取組を促す余地は大きいこと
- 消費者については、環境意識と行動とのギャップがあると想定される層は、消費者の 6 割を占めており、環境意識が一定の水準にあっても、環境に配慮した商品・サービスや企業の選択に結びついていない状況にあること
- 事業活動における環境への取組が企業への評価につながらず、取組の意義・目的が薄れつつあることが示唆されていること

これらの現状等を踏まえ、市場の更なるグリーン化を図るための施策の強化・充実の方向性として、次の 4 つが示されている。

#### 対象商品・サービスの新規開拓

- 市場における環境配慮型商品・サービスの選択の幅・機会を増やす  
先進的な基準の設定
- 環境配慮に積極的に取り組む事業者がより「先進性」による差別化をアピールできるよう、また、環境意識の高い消費者の行動を更に促進する観点から、多段階の基準等を設定
- 普及状況に応じて適宜基準を引き上げることにより「環境配慮」のレベルを継続的に向上させることが重要  
消費者に「届く」情報提供

<sup>3</sup> <http://www.env.go.jp/policy/g-market-plus/com.html>

<sup>4</sup> 「市場の更なるグリーン化に向けて(グリーン・マーケット<sup>+</sup>(プラス)研究会 とりまとめ)」平成 24 年 1 月

- 消費者に気づきを与え、共感を得られる情報提供により、消費者の環境意識と行動のギャップを解消  
施策の連携と相乗効果
- 市場全体のグリーン化を一体的に図っていく観点から、別々に推進されてきた施策の連携を図ることで相乗効果が期待

市場の更なるグリーン化に向けて、上記4つの方向性は、それぞれ密接不可分な関係にあるが、特に2つ目の方向性として掲げられた「先進的な基準の設定」の具体化を図るため、環境配慮に積極的に取り組む人々や組織を対象に、グリーン購入法の特定調達品目を念頭に、現行の判断の基準をベースとして先進的な基準に関する検討を実施することが必要である。

## 2 - 2 プレミアム基準の必要性

### (1) 特定調達品目及びその判断の基準の位置づけ

特定調達品目に係る判断の基準の設定については、国等の機関がグリーン購入法第6条に基づき、基本方針に即して自ら調達方針を作成し、調達方針に基づき物品等の調達を行うことが義務づけられていることから、競争性の確保を図りつつ、国等の機関における物品等の調達量を勘案した基準の設定が必要となっている。

このため、原則として国等の機関による特定調達物品等の調達量が確保できること、及び全国において複数の供給可能な事業者が存在することが判断の基準の設定に当たって考慮されるべき要件の一つとなる。

すなわち、判断の基準は、国等の機関が当該品目を調達する場合の必要条件であり、品目によっては、必ずしも、環境性能の観点から、市場において望ましく先駆的な市場を牽引する基準とはいえない場合もある。なお、一般に各特定調達品目に係る判断の基準の設定時点においては、当該基準を満たす物品等の市場占有状況等を勘案して相応のレベルに設定することとなるが、供給側の技術開発等の取組と調達者の環境物品等の優先購入の取組が相俟って、特定調達物品等の市場占有率が高まることから、継続的な判断の基準の見直しが必要となっている。

### (2) 「恥ずかしくない基準」と「威張れる基準」

現行の特定調達品目に係る判断の基準を環境性能の観点から総体として評価すると、国等の機関がグリーン購入を行うに当たって、少なくとも最低限守られるべき「調達者として“恥ずかしくない基準”」レベル以上の基準となっているものと考えられる。しかしながら、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織にとっては、必ずしも十分とはいえない基準レベルの品目も存在する。

このため、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物

品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（以下「プレミアム基準」という。）を示すことが極めて有効と考えられる。

プレミアム基準は、平易な言葉で言い換えると、環境性能の観点から「調達者として“威張れる基準”」レベルに相当し、需要側、供給側双方から広く評価される基準といえる。また、これらのプレミアム基準が将来（2,3年ないし5年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として基本方針に位置づけられることにより、物品等の製造・提供事業者の技術開発を促すためのインセンティブとなり、より環境に配慮した物品等が市場に供給されることが期待される。

すなわち、プレミアム基準の設定は、環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果をこれまでを上回る規模とスピードで市場にもたらすものと考えられる。

また、プレミアム基準を環境物品等に関する情報開示に止まらず、製造・提供事業者のサプライチェーンマネジメント、環境マネジメント等の環境配慮への取組に関する情報開示を促進するためのツールやインセンティブとして活用することも期待される。

環境配慮に先駆的に取り組む組織等により市場の牽引・イノベーションの促進を図るためのリーダーシップ的な基準  
物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となりうる基準



将来（2,3年ないし5年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけを行うことが見込まれる基準

図2-1 プレミアム基準のイメージ

さらに、「消費者に『届く』情報提供」の観点からは、プレミアム基準を満たす物品等に関する環境負荷低減効果や経済的なメリット、ライフサイクル等の情報を提供することにより、特に消費者の過半を占めると想定される環境意識と行動とのギャップがある層に対し、環境に配慮した物品等であることを気づかせ、納得感・共感を高め、購入につながるきっかけとなることも期待される。

### （3）プレミアム基準の役割

先進的な基準としてのプレミアム基準が果たすべき役割を整理すると、以下のとおりである。

需要側の行動を促す役割

- 環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による、より環境配慮された物品等の調達を更に進めるようにするものであり、環境配慮に関するリーダーシップに訴求することにより、市場を牽引する基準であること
- より高い環境意識を有する調達者・消費者が、自らの環境パフォーマンスとして積極的に活用可能な基準であること

#### 供給側の行動を促す役割

- 物品等の差別化を図り、環境配慮に先駆的に取り組む事業者のブランドの確立につながる基準であること
- 技術開発等の方向性を示し、物品等の開発目標となり得る基準であること
- 将来の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけられることにより、供給側にとってのインセンティブとなるとともに、より環境に配慮した物品等を市場に供給することを促す基準であること
- 関連するサプライチェーンや役務分野における環境配慮への取組を促すことにつながる基準であること

#### 情報提供・情報開示を促す役割

- 市場において環境に配慮した物品等や事業者が評価・選択されることを促す情報の提供につながる基準であること
- 関連するサプライチェーンや役務分野における情報の開示を促すことにつながる基準であること

## 2 - 3 本ガイドラインの対象

---

上記2 - 2に示したとおり、プレミアム基準の設定は、市場の更なるグリーン化に貢献することが期待されることから、国等の機関は、グリーン購入における市場形成に果たすべき役割を踏まえ、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、可能な限りプレミアム基準を満たす物品等の率先購入に努めることが望まれる。また、こうした国等の機関の取組の推進が地方公共団体や民間部門への波及効果となって現れることも期待される。

このため、本ガイドラインは、主たる対象として国等の機関の調達担当者を念頭に記載を行なうものであるが、もちろん国等の機関の調達担当者にとまらず、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織全般(需要側、供給側双方)を対象としたものであり、積極的な活用が期待される。

## 3 . プレミアム基準の設定に関する対応方針及び要件

### 3 - 1 主な環境政策への対応方針

プレミアム基準に限らず調達基準の検討に当たっては、分野・品目ごとに評価すべきライフサイクルや環境負荷項目を選択し、適切な基準を設定する必要がある。そのためには、環境政策ごとの対応方針を定める必要がある。環境政策ごとに重視すべき観点としては、第四次環境基本計画の事象面の重点 6 分野<sup>5</sup>を念頭に、プレミアム基準の設定対象とする分野・品目の性質に応じた設定方針を以下のとおり設定する。

#### ( 1 ) 温暖化防止・低炭素社会

温暖化防止・低炭素社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。

- 省エネルギーの推進に寄与する基準
- 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に寄与する基準
- 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制に寄与する基準
- 森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用に寄与する基準

#### ( 2 ) 省資源・物質循環

省資源・物質循環については、循環型社会の構築に向け、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。

- 天然資源等の使用抑制に寄与する基準
- 3R の取組のうち、特に発生抑制（長期使用を含む）、再使用の推進に寄与する基準
- 再生利用については、特に水平リサイクルに寄与する基準
- 使用済製品等の回収・安定的なりサイクルシステムの構築に寄与する基準
- 未利用資源の活用に寄与する基準
- 適正処理の確保に寄与する基準

#### ( 3 ) 生物多様性の保全

生物多様性の保全については、プレミアム基準を検討する場合に、以下の観点を重視し、基準を設定することが適当である。

- 生物多様性の保全に配慮した原材料の使用に寄与する基準
- 土地利用における生物多様性への配慮に寄与する基準

<sup>5</sup> 「地球温暖化に関する取組」「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」「水環境保全に関する取組」「大気環境保全に関する取組」及び「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」

- 生物多様性の保全に関する情報開示に寄与する基準

#### (4) その他の環境保全施策

その他の環境保全施策については、例えば、以下の観点重視し、基準を設定することが適当である。

- 大気環境、水環境、土壌環境等への環境負荷の低減に寄与する基準
- 化学物質による環境汚染の防止に寄与する基準(有害物質に関するリスク管理等)
- その他対象とする分野・品目の性質に応じた基準

### 3 - 2 プレミアム基準の要件

---

プレミアム基準を設定する対象品目については、グリーン・マーケット<sup>+</sup>研究会における今後の施策の強化・充実の方向性である「対象商品・サービスの新規開拓」を踏まえ、市場における環境配慮型商品・サービスの選択を増やす観点から、可能な限りその対象となる品目の範囲を拡げていくことが重要である。ただし以下では、国等の機関が重点的に調達を推進すべき特定調達品目を対象として、具体的なプレミアム基準策定のための要件を示すこととする。

#### (1) プレミアム基準の対象となる品目

調達担当者が原則として以下の観点から優先順位を検討し、プレミアム基準を設定する品目の選定を行うものとする。

なお、国等の機関は、事業者として率先実行を行う必要があることから、設定可能な品目から、順次取り組んでいくことが期待される。

- 調達量又は販売量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目
- 国等の機関に止まらず、地方公共団体や民間部門(事業者、消費者)等への波及効果が見込まれる品目
- 新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目
- 環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目 等

特に役務分野については、当該役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展、また、使用される物品の3Rに関するシステム構築、調達総量の削減等、一層の波及効果が期待されることから、調達総量等を含めた総体としての環境負荷の分析を踏まえ、今後積極的にプレミアム基準を設定する品目として選定することが重要である。

## (2) プレミアム基準の要件

プレミアム基準の設定に当たっては、分野・品目に応じた重視すべきライフサイクルと環境負荷項目を適切に選択するとともに、ライフサイクル全般にわたる総体としての環境負荷の低減を図るような基準を設定することが重要である。また、数値等の明確性が確保できる基準の設定が可能であることも、併せて必要な要件となる。

以下に、特定調達品目に係るプレミアム基準を設定する場合の要件を示す。

なお、実際の基準の設定に当たっては、品目の特性を踏まえ、以下に示す要件のうち、一つ又は複数を適切に選択して設定することとなる。

### 現行の判断の基準と比較して、より環境負荷が低減されていること

#### 【現行の判断の基準の強化】

- 他の制度や環境ラベル等の基準において、より高い基準が設定されている場合は当該基準を準用すること（具体的にはエコマーク認定商品のうち上位互換のもの、多段階評価基準の最上位等が該当）
- 重視すべきライフサイクル・環境負荷項目について、現行の判断の基準と比較して基準値が強化されていること

#### 【新たな評価軸の追加】

- 現行の判断の基準に新たな評価軸（ライフサイクル、環境負荷項目）が追加されること
- 配慮事項を判断の基準へ格上げすること

### 現行の判断の基準を満たすことに加え、以下のいずれかを満たすこと

#### 【自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認】

- 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言が行われていること
- 基準への適合が第三者等が行っている認証制度等により確認されていること

#### 【他の環境施策との連携による相乗効果】

- 物品等のカーボン・オフセットやカーボンフットプリントの認定等が行われていること

## 4 . プレミアム基準の設定

### 4 - 1 プレミアム基準の設定方法

前記3のプレミアム基準の設定に関する対応方針及び要件を踏まえ、プレミアム基準の具体的な設定方法として、以下の(1)～(4)に示す4つの方法を例示する。以下に示す方法は、物品に係るプレミアム基準を設定する場合を当面想定したものである。

#### (1) 現行の判断の基準の強化

一般に現行の特定調達品目に係る判断の基準は、複数の評価軸(ライフサイクル、環境負荷項目)が設定されていることから、例えば、環境負荷の大きい項目に着目してその判断の基準を強化することが効果的であると考えられる。現行の判断の基準の強化に係る具体的な基準の設定方法としては、次の例が考えられる。

- 上位互換である基準の活用(例えばエコマーク商品類型の認定基準等)
- 多段階評価がある品目については現行の基準と比較し、より上位基準の活用(例えば省エネ法の多段階評価等)
- 当該品目のトップランナー基準の活用(例えば目標年度が数年程度先に設定されている省エネ法トップランナー基準(省エネ法において検討中の基準については市場動向等を踏まえた検討が必要))
- 現行の基準に対し、一定の係数を乗じた基準(例えば自動車の燃費基準達成・向上レベル等)

#### 【上位互換の例(エコマーク認定基準)】

- |                  |             |     |
|------------------|-------------|-----|
| ○ 文具類の再生プラ配合率の場合 | 再生プラ配合率 40% | 70% |
|------------------|-------------|-----|

#### 【多段階評価の例】

- |                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| ○ 省エネ法の多段階評価の場合 | 4つ | 5つ |
|-----------------|----|----|

#### 【一定の係数を乗ずる例】

- |                    |          |          |
|--------------------|----------|----------|
| ○ 年間消費電力量 10%削減の場合 | 1,350kWh | 1,215kWh |
| ○ 燃費基準値 15%向上の場合   | 16.0km/ℓ | 18.4km/ℓ |

#### (2) 新たな評価軸の追加

現行の特定調達品目に係る判断の基準において設定されていない評価軸を新たに基準として追加することにより、一層の環境負荷の低減を図ることが可能となるものと考えられる。新たな評価軸の追加に係る具体的な基準の設定方法としては、次の例が考えられる。

- 環境政策ごとに重視すべき観点(前記3 - 1 参照)を踏まえ、新たな評

価軸（ライフサイクル又は環境負荷項目）に係る判断の基準を追加・設定（例えば環境負荷低減効果を踏まえた評価軸・基準の追加等）

- 現行の配慮事項の判断の基準への格上げ

### （３）自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認

自己適合宣言は、特定調達物品等に関する適切かつ徹底的な情報開示がプレミアム基準の要件と考えられる。

または、第三者等が行っている認証制度等を活用して客観的な立場から、物品等が特定調達品目に係る判断の基準への適合が認証・確認されていることは、特定調達物品等の信頼性確保の観点から基準の要件として考えられる。

これらのことから、自己適合宣言の強化又は第三者あるいは信頼できる業界団体等による物品等の認証・確認に係る具体的な基準の設定方法としては、特定調達物品等であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として適切と考えられる。

#### 【自己適合宣言】

- 基準への適合状況に関する根拠資料（原材料・部品の証明書及び試験証明書等<sup>6</sup>）が提出可能であり、一般にも公開されていること。加えて、LCA 等による環境負荷低減効果を算定した資料が提出可能であり、一般的に公開されていることも評価される

#### 【第三者認証等】

- エコマーク等のタイプ 環境ラベルにより認証又は同等以上の物品等<sup>7</sup>
- 一定水準を満たした業界団体等により認証された物品等（例えば森林認証制度、グリーンプリンティング認定制度、グリーン経営認証等）
- 基準の各項目に関して JIS マーク制度等を活用し、その適合状況及び適合根拠について確認された物品等（すべての判断の基準への適合が確認されていない場合は、自己適合宣言等の方法により、他の基準への適合が担保されることが必要）

### （４）他の環境施策との連携による相乗効果

相乗効果が期待される他の環境施策との連携を図り、市場のグリーン化に係る取組を促進することが重要であることから、これらの施策において認証等が行われていることをプレミアム基準の要件の一つとして設定することが考えられる。他の環境施策との連携による相乗効果に係る具体的な基準の設定方法としては、特定調達

---

<sup>6</sup> 根拠資料については「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」を参照

<sup>7</sup> タイプ 環境ラベルによる認証と「同等以上の物品等」とは、例えばエコマークの場合、当該物品等について、対応する商品類型の認定基準に適合し、かつ、適合状況及びその根拠資料とともに、環境負荷低減効果が算定・開示され、かつ、第三者等により確認されていることをいう。

物品等であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として不可欠と考えられる。

- カーボン・オフセット認証された物品等<sup>8</sup>（商品・サービスオフセット）
- エコリーフ等のタイプ 環境ラベルにより認証又は同等以上の物品等<sup>9</sup>
- カーボンフットプリントにより認定又は同等以上の物品等<sup>10</sup>

なお、タイプ 環境ラベルやカーボンフットプリントは、LCA 等に基づき、事業者が自ら環境情報を算定・開示するものであり、事業者にとっては、当該物品等のサプライチェーンを構成する事業者を含めた環境負荷の低減を図るため、また、消費者にとっては、より環境負荷の少ない物品等を選択するための情報として有効であり、こうした取組を実施している事業者を評価する観点から、プレミアム基準の要件として設定している。

#### 4 - 2 事業者の環境配慮への取組の評価

---

役務における判断の基準は、物品と異なり、事業者を選定する場合の基準である。このため、事業者の環境配慮への取組を評価することが必要である。具体的には、現行の判断の基準を満たす役務<sup>11</sup>であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として考えられる。

なお、以下に示す要件は、国等の機関にあっては、当該役務の調達に当たり、直接関連する要件となる場合を除き、プロポーザル方式や総合評価落札方式の契約において、事業者を評価する場合の評価項目（加点項目）とすることが適当である<sup>12</sup>。

- 環境マネジメントシステムの認証を取得、かつ、環境/CSR 報告書を作成・公表していること（付加的にエネルギーマネジメントシステムの認証を取得していることも望ましい）
- 自らバウンダリを示した上で、温室効果ガス排出量を GHG プロトコルのスコープ 3 について算定・公表していること
- グリーン購入・調達に係る方針、ガイドライン等を策定・公表し、かつ、サプライチェーンにグリーン購入・調達を広げるための取組を実施して

---

<sup>8</sup> カーボン・オフセット制度運営委員会による「カーボン・オフセット第三者認証基準」に基づき認証された物品等。

<sup>9</sup> タイプ 環境ラベルによる認証と「同等以上の物品等」とは、当該物品等について ISO14025（JIS Q 14025）に則った LCA に基づく環境情報が算定・開示され、かつ、第三者等によりその内容が確認されていることをいう。

<sup>10</sup> カーボンフットプリントによる認定と「同等以上の物品等」とは、当該物品等について CFP プログラムに則り温室効果ガスの排出量が算定・開示され、かつ、第三者等によりその内容が確認されていることをいう。

<sup>11</sup> 役務において使用する物品に関する判断の基準を設定している場合もある。

<sup>12</sup> 国等の機関においては事業者を選定する場合に当該役務に直接関連しない項目を必須条件とすることは困難と考えられる。なお、民間部門においてはプレミアム基準として設定することが可能である。

いること

- サプライチェーンの上流段階における情報収集及び情報開示を実施していること
- 生物多様性の保全に係る方針、ガイドライン等を策定・公表していること

#### 4 - 3 分野別のプレミアム基準の設定

現行の特定調達品目についてプレミアム基準を設定する場合の設定方法を例示する。プレミアム基準の設定項目・方法は、分野・品目により、一つに限られるものではなく、複数の項目や方法が選択可能である品目が一般的であることから、複数の基準を設定することも可能である。

以下は、グリーン購入法の分野・品目に対応したプレミアム基準を設定する場合の一例を示すものであり、具体的な基準については、調達担当者が設定に当たって考慮すべき事項等を参考とし、適切に設定することが重要である。

なお、各設定例においては、次の内容について整理している。

項 目	記 載 内 容
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等 <sup>13</sup>	・ 例示した現行の特定調達品目に係る主な判断の基準の項目及び内容について記載
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	・ 品目に応じたプレミアム基準を設定する場合の重視ポイント（ライフサイクル <sup>14</sup> 等）や留意点等について記載 ・ 設定例の番号はプレミアム基準を設定する場合の優先順位
プレミアム基準の考え方	・ 4 - 1において示した4つの設定方法のうち当該品目に対応した具体的なプレミアム基準の設定項目や方法等の考え方を記載

<sup>13</sup> 特定調達品目に係る判断の基準等の内容については「グリーン購入の調達者の手引き」を参照。

<sup>14</sup> 産品の特性に関連しない生産工程・生産方法（産品非関連 PPM：Processes and Production Method）を考慮することは、市場参入の障壁になる可能性について各国の解釈が分かれており、WTO 政府調達協定との整合性の観点から、生産段階の環境負荷については基準化しないこととしている。

## ( 1 ) 紙類

紙類に係る判断の基準は、コピー用紙及び印刷用紙については、原料構成を基本項目、白色度、坪量、塗工量等を加点項目とする総合評価指標を採用している。また、衛生用紙等の他の品目については、古紙パルプ配合率を主たる判断の基準として設定している。紙類（コピー用紙、印刷用紙、衛生用紙等）に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおりである。

紙類（コピー用紙、印刷用紙、衛生用紙等）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	<p>【コピー用紙、印刷用紙】 総合評価値 80 以上（基本項目、加点項目） 総合評価値の内訳の表示</p> <p>【衛生用紙等】 古紙パルプ配合率</p>
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>ライフサイクルにおいては資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること</p> <p>総合評価指標が導入されている品目については、基準となる総合評価値を引き上げることにより、事業者自らが立地や地域特性等の状況に応じ、各指標項目のバランスを考慮した組み合わせによる製品の供給が期待されること</p> <p>古紙パルプ配合率の引き上げについては困難な品目もあることから、森林認証材や間伐材の比率を含めた適切な原料構成を検討すること</p> <p>エコマーク商品類型の対象となる品目があること</p> <p>カーボン・オフセット認証された物品等があること</p>
プレミアム基準の考え方	<p>現行の判断の基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合評価値の引き上げ</li> <li>・ 古紙パルプ配合率、森林認証材及び間伐材の配合率の引き上げ（ただし衛生用紙については既に古紙パルプ配合率 100%）</li> </ul> <p>自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙パルプ等配合率検証制度<sup>15</sup>による検証結果の公表</li> <li>・ エコマークにより認証又は同等以上の物品等</li> <li>・ カーボン・オフセット認証された物品等</li> </ul>

さらに、調査・研究や広告・宣伝業務等の役務の調達に当たって使用するコピー用紙、印刷用紙等に係る基準も同様に設定することが可能である。

<sup>15</sup> <http://www.jpa.gr.jp/file/topics/20080404044926-2.pdf>

## (2) 文具類

文具類に係る判断の基準は、共通基準として、古紙パルプ、再生プラスチック等の再生材料の配合率を主たる基準として設定している。共通基準以外に、当該品目の特性を踏まえ、個別基準を設定している品目もある。

文具類に係るプレミアム基準の設定例としては、文具類共通の基準について示すこととし、その内容は、以下のとおりである。

文具類（共通基準）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	<p>【共通基準】</p> <p>古紙パルプ配合率 50%以上 再生プラスチック配合率 40%以上 間伐材、端材等の再生資源又は合法材</p> <p>【個別基準】</p> <p>一部の品目については当該品目の特性を踏まえ個別基準を設定</p>
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>文具類の多くはライフサイクルにおいては資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること 再生材料の配合率の引き上げについては、可能な品目と困難な品目があることから、当該品目の特性を踏まえ基準設定に関する検討が必要であること</p> <p>文具類の多くはエコマーク商品類型の対象であり、当該基準は上位互換である場合が多いこと<sup>16</sup> カーボンフットプリントにより認定された物品等があること</p>
プレミアム基準の考え方	<p>自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークにより認証又は同等以上の物品等</p> <p>現行の判断の基準の強化 ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準） ・再生材料の配合率の引き上げ → 単一材料の配合率又は複数材料の配合率の合計など</p> <p>新たな評価軸の追加 ・詰替可能など長期使用・再使用への配慮 他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボンフットプリントにより認定又は同等以上の物品等</p>

## (3) オフィス家具等

オフィス家具等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料について再生プラスチック、間伐材、端材等の再生材料等の配合率を主たる基準として設定している。また、大部分が金属類の棚や収納用什器については省資源、易リサイクル性、環境配慮設計等に係る判断の基準を設定している。オフィス家具等に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおりである。

<sup>16</sup> エコマーク認定商品とグリーン購入法特定調達品目との対応関係について対応表として整理している（エコマーク事務局）。

オフィス家具等	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	<p>【共通基準】</p> <p>古紙パルプ配合率 50%以上 再生プラスチック配合率 10%以上又は植物由来プラスチック間伐材、端材等の再生資源又は合法材</p> <p>【金属類の棚・収納用什器】</p> <p>機能重量 0.1 以下 単一素材分解可能率 85%以上 環境配慮設計</p>
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>ライフサイクルにおいては資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること</p> <p>再生材料の配合率の引き上げについては、可能な品目と困難な品目があることから、当該品目の特性を踏まえ基準設定に関する検討が必要であること</p> <p>エコマーク商品類型の対象となる品目があり、当該基準は上位互換であること</p> <p>省資源をはじめとした 3R の取組等の新たな評価軸の設定について考慮すること</p> <p>カーボン・オフセット認証された物品等があること</p> <p>カーボンフットプリントにより認定された物品等があること</p>
プレミアム基準の考え方	<p>現行の判断の基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の基準）</li> <li>・ 機能重量の引き下げ、単一素材分解可能率の引き上げ</li> <li>・ 再生材料の配合率の引き上げ</li> </ul> <p>自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコマークにより認定又は同等以上の物品等</li> </ul> <p>他の環境施策との連携による相乗効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーボン・オフセット認証された物品等</li> <li>・ カーボンフットプリントにより認定又は同等以上の物品等</li> </ul> <p>新たな評価軸の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用済製品の回収システムの構築や省資源、長期使用に係る配慮</li> </ul>

#### （４）OA 機器

特定調達品目に該当する OA 機器は多岐にわたるが、代表的な品目としてコピー機等、プリンタ等、電子計算機、プロジェクタ及びカートリッジ等について、以下に例示する。

OA 機器に係る判断の基準は、コピー機等、プリンタ等、電子計算機、プロジェクタについては使用時のエネルギー消費効率、特定化学物質の使用制限等を基準として設定している。また、トナーカートリッジ、インクカートリッジについては使用済製品回収システムの構築・運用や再使用・マテリアルリサイクル率等を主たる判断の基準として設定している。OA 機器（コピー機等、プリンタ等、電子計算機、プロジェクタ、カートリッジ等）に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおりである。

OA 機器（コピー機等、プリンタ等、電子計算機、プロジェクタ、カートリッジ等）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	<p>【コピー機等、プリンタ等、電子計算機】</p> <p>エネルギー消費効率、消費電力量（省エネ法トップランナー基準、国際エネルギースタープログラム）</p> <p>特定の化学物質の使用制限</p> <p>【プロジェクタ】</p> <p>製品本体重量</p> <p>消費電力、待機時消費電力</p> <p>特定の化学物質の使用制限</p> <p>【トナーカートリッジ、インクカートリッジ】</p> <p>使用済カートリッジ回収システム</p> <p>再使用・マテリアルリサイクル率、再資源化率</p> <p>トナー、インクの化学安全性</p>
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>【コピー機等、プリンタ等、電子計算機、プロジェクタ】</p> <p>使用段階の環境負荷低減が重要であること。併せて資源採取段階における環境負荷も大きいこと</p> <p>省エネ法トップランナー基準（目標年度が）や国際エネルギースタープログラム、米国 EPEAT<sup>17</sup>（複数の評価項目、多段階評価）などの基準が参考となること</p> <p>エコマーク商品類型の対象となる品目があること</p> <p>エコリーフにより環境情報が開示されている製品があること</p> <p>判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること</p> <p>【トナーカートリッジ、インクカートリッジ】</p> <p>資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること</p> <p>エコマーク商品類型の対象となる製品があること</p> <p>判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること</p>
プレミアム基準の考え方	<p>現行の判断の基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費効率の引き上げ（消費電力量の場合は削減）</li> <li>・有害物質の使用制限、環境配慮設計、長期使用等 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 目標年度が数年程度先となっているトップランナー基準、等</li> </ul> </li> <li>・再使用・マテリアルリサイクル率、再資源化率の引き上げ（カートリッジ等）</li> </ul> <p>自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコマークにより認定又は同等以上の物品等</li> </ul> <p>他の環境施策との連携による相乗効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコリーフにより認証又は同等以上の物品等</li> <li>・カーボンフットプリントにより認定又は同等以上の物品等</li> </ul> <p>新たな評価軸の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮事項の判断の基準への格上げ（数値等明確性の確保）</li> <li>・有害物質の使用制限、環境配慮設計、長期使用等【再掲】</li> </ul>

<sup>17</sup> <http://www.epeat.net/>

## (5) 携帯電話

携帯電話（携帯電話、PHS）に係る判断の基準は、機能の簡素化、回収・再利用・再生利用システムの構築、環境配慮設計、特定化学物質の使用制限等を基準として設定している。携帯電話に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

携帯電話（携帯電話、PHS）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	搭載機器・機能の簡素化、環境配慮設計等 回収・マテリアルリサイクルシステム 消耗品の修理システム 特定の化学物質の使用制限
重視すべきライフサイクル基準の設定に当たり考慮すべき事項等	資源採取（原料）及び廃棄・リサイクル段階 資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること 希少金属類の使用削減・代替の促進等の新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	新たな評価軸の追加 ・ 配慮事項の判断の基準への格上げ（数値等明確性の確保） 現行の判断の基準の強化 ・ OR 基準 AND 基準

## (6) 家電製品

家電製品に係る判断の基準は、電気冷蔵庫、テレビ、電気便座、電子レンジについては使用時のエネルギー消費効率、特定化学物質の含有量表示、ノンフロン冷媒（電気冷蔵庫）等を基準として設定している。家電製品（電気冷蔵庫、テレビ、電気便座、電子レンジ）に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

家電製品（電気冷蔵庫、テレビ、電気便座、電子レンジ）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	エネルギー消費効率（年間消費電力量） → 省エネ統一ラベルの多段階評価基準 4 つ 以上（電気冷蔵庫、テレビ、電気便座） 特定の化学物質の含有情報表示 ノンフロン冷媒（電気冷蔵庫）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	使用段階の環境負荷低減が重要であること。併せて資源採取段階における環境負荷も大きいこと 省エネ法トップランナー基準が設定されていること 電気冷蔵庫、テレビ及び電気便座については、エネルギー消費に係る指標として多段階評価基準があること エコリーフ環境ラベルにより環境情報が開示されている製品があること
プレミアム基準の考え方	現行の判断の基準の強化 ・ 年間消費電力量の基準の引き下げ → 省エネ統一ラベルの多段階評価基準の最上位 5 つ （電気冷蔵庫、テレビ、電気便座）など 他の環境施策との連携による相乗効果 ・ エコリーフにより認証又は同等以上の物品等

## (7) エアコンディショナー等

エアコンディショナー等（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ）に係る判断の基準は、使用時のエネルギー消費効率等を基準として設定している。以下では、エアコンディショナーに係るプレミアム基準の設定例を示す。

エアコンディショナー等（エアコンディショナー）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	エネルギー消費効率 → 省エネ統一ラベルの多段階評価基準 4 つ 以上（家庭用エアコン） オゾン層破壊物質の不含有 特定の化学物質の含有情報表示
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	使用段階の環境負荷低減が重要であること 省エネ法トップランナー基準が設定されているとともに、多段階評価基準があること エネルギー消費効率に加えて、他の評価軸の検討及び追加が有効であること
プレミアム基準の考え方	現行の判断の基準の強化 ・ エネルギー消費効率（APF）の引き上げ → 省エネ統一ラベルの多段階評価基準の最上位 5 つ など 新たな評価軸の追加 ・ フィルターの自動清掃機能、人感センサや温度センサを活用した自動省エネ運転機能、気流制御技術など新たな機能や技術による省エネルギー効果

## (8) 温水器等

温水器等（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）に係る判断の基準は、使用時のエネルギー消費効率等を基準として設定している。温水器等（ヒートポンプ給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

温水器等（ヒートポンプ給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	エネルギー消費効率 ノンフロン冷媒（ヒートポンプ式電気給湯器）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	使用段階の環境負荷低減が重要であること 省エネ法トップランナー基準が設定されていること エネルギー消費効率に加えて、他の評価軸の検討及び追加が有効であること
プレミアム基準の考え方	現行の判断の基準の強化 ・ エネルギー消費効率の引き上げ → ヒートポンプ式電気給湯器は 2017（平成 29）年度を目標年度とする新たなトップランナー基準とりまとめ 新たな評価軸の追加 ・ ヒートポンプ式電気給湯器については真空断熱材等の利用による断熱性の向上などの技術の評価

( 9 ) 照明

照明のうち、代表的な品目として蛍光灯照明器具及びランプ、LED 照明器具及びランプについて、以下に例示する。

照明に係る判断の基準は、使用時のエネルギー消費効率等を基準として設定している。照明（蛍光灯照明器具・ランプ、LED 照明器具・ランプ）に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

照明（蛍光灯照明器具・ランプ、LED 照明器具・ランプ）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	<p>【蛍光灯照明器具】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費効率               <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 省エネ統一ラベルの多段階評価基準 4 つ 以上（家庭用）</li> </ul> </li> <li>特定の化学物質の使用制限</li> </ul> <p>【LED 照明器具】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固有エネルギー消費効率</li> <li>平均演色評価数 70 以上</li> <li>モジュール寿命 40,000 時間以上</li> <li>特定の化学物質の使用制限</li> </ul> <p>【蛍光ランプ（直管：ラピッドスタート形・スタータ形、電球形）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費効率</li> <li>水銀封入量（直管 10mg 以下、電球 5mg 以下）</li> <li>定格寿命（直管 10,000 時間以上、電球 6,000 時間以上）</li> </ul> <p>【LED ランプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費効率</li> <li>平均演色評価数 70 以上</li> <li>定格寿命 30,000 時間以上</li> </ul>
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>使用段階の環境負荷低減が重要であること</p> <p>蛍光灯照明器具、電球形蛍光ランプについては省エネ法トップランナー基準が設定されていること</p> <p>家庭用蛍光灯照明器具については、エネルギー消費に係る指標として多段階評価基準があること</p> <p>LED ランプの一部についてはエコマーク商品類型の対象であり、基準が上位互換であること</p> <p>3R の取組等の新たな評価軸の設定について考慮すること</p>
プレミアム基準の考え方	<p>現行の判断の基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー消費効率の引き上げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 省エネ統一ラベルの多段階評価基準の最上位 5 つ （家庭用蛍光灯器具）</li> <li>→ エネルギー消費効率に一定の係数を乗じた基準（LED 照明器具、電球形蛍光ランプ、LED ランプ）</li> <li>→ 上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の基準）（LED ランプ）</li> </ul> </li> </ul> <p>自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコマークにより認定又は同等以上の物品等（LED ランプ）</li> </ul> <p>新たな評価軸の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調光機能、人感センサ機能、初期照度補正機能等の省エネルギー効果（照明器具）</li> <li>・ 回収・再使用・再生利用の仕組みの構築</li> </ul>

## (10) 自動車等

自動車等に係るプレミアム基準の設定方法は、自動車及び乗用車用タイヤについて例示する。

自動車に係る判断の基準は、次世代自動車又は燃費及び排出ガスを基準として設定している。また、乗用車用タイヤについては転がり抵抗を基準として設定している。

自動車のうちガソリン自動車、ディーゼル自動車又はLPガス自動車に係るプレミアム基準及び乗用車用タイヤに係るプレミアム基準の設定例は、それぞれ以下のとおり。

自動車等（自動車、乗用車用タイヤ）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	<p>【自動車（ガソリン自動車、ディーゼル自動車、LPガス自動車）】</p> <p>燃費基準値</p> <p>→ 省エネ法 2015（平成 27）年トップランナー基準（LPガス自動車は 2010（平成 22）年）</p> <p>排出ガス基準値</p> <p>→ 乗用車（ガソリン、LPガス）については平成 17 年排出ガス基準値より 75%削減（4 つ）</p> <p>→ 乗用車以外は 50%削減（3 つ）</p> <p>→ ディーゼル自動車はポスト新長期規制への適合が必須</p> <p>【乗用車用タイヤ】</p> <p>転がり抵抗係数（低燃費タイヤ統一マークの「A」）</p>
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>使用段階の環境負荷低減が重要であること</p> <p>自動車については省エネ法トップランナー基準が設定されていること</p> <p>自動車についてはトップランナー基準（平成 27 年燃費基準）の達成・向上レベルによる評価が可能であること</p> <p>乗用車用タイヤについては低燃費タイヤ統一マークの転がり抵抗係数に係る多段階評価基準があること</p>
プレミアム基準の考え方	<p>現行の判断の基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃費基準の引き上げ（自動車） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ トップランナー基準（平成 27 年燃費基準）の達成・向上レベル</li> </ul> </li> <li>・ 排出ガス基準の引き上げ（自動車） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 乗用車以外について 75%削減（4 つ）</li> </ul> </li> <li>・ 転がり抵抗係数の引き上げ（乗用車用タイヤ） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 低燃費タイヤ統一マークの転がり抵抗係数に係る多段階評価基準の最上位「AAA」</li> </ul> </li> </ul>

## (11) 消火器

消火器に係る判断の基準は、消火薬剤の再生材料使用率と回収・再使用・再生利用システムの構築等を基準として設定している。消火器に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

消火器	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	消火薬剤の再生材料使用率 回収・再使用・再生利用システム
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること エコマーク商品類型の対象であること カーボンフットプリントにより認定された物品等があること
プレミアム基準の考え方	現行の判断の基準の強化 ・再生材使用率の引き上げ 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークにより認定又は同等以上の物品等 他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボンフットプリントにより認定又は同等以上の物品等

## (12) 制服・作業服

制服・作業服に係る判断の基準は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の使用率又は植物由来の合成繊維の使用率等を基準として設定している。制服・作業服に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

制服・作業服	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	再生 PET 樹脂配合率、植物を原料とする合成繊維使用率 回収・再使用・再生利用システム（配合率が低い場合）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること 再生ポリエステル繊維についてはエコマーク商品類型の対象であり、上位互換であること 3R の取組等新たな評価軸の設定について考慮すること カーボンフットプリントにより認定された物品等があること
プレミアム基準の考え方	現行の判断の基準の強化 ・再生 PET 樹脂配合率の引き上げ ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準） 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークにより認定又は同等以上の物品等 新たな評価軸の追加 ・回収・再使用・再生利用システムの構築を必須 他の環境施策との連携による相乗効果 ・カーボンフットプリントにより認定又は同等以上の物品等

### (13) インテリア・寝装寝具

インテリア・寝装寝具に係る判断の基準は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の使用率、植物由来の合成繊維の使用率、再生材料の使用率（カーペット）等を基準として設定している。インテリア・寝装寝具に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

インテリア・寝装寝具	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	再生 PET 樹脂配合率、植物を原料とする合成繊維使用率、再生材料使用率 回収・再使用・再生利用システム（配合率が低い場合）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること 再生ポリエステル繊維、再生材料使用率についてはエコマーク商品類型の対象であり、上位互換であること 3R の取組等新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	現行の判断の基準の強化 ・再生材配合率の引き上げ ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準） 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークにより認定又は同等以上の物品等 新たな評価軸の追加 ・回収・再使用・再生利用システムの構築を必須又は配慮事項から格上げ

### (14) その他繊維製品（作業手袋を含む）

その他繊維製品に係る判断の基準は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の使用率、植物由来の合成繊維の使用率、再生材料の使用率等を基準として設定している。その他繊維製品に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

その他繊維製品	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	再生 PET 樹脂配合率、植物を原料とする合成繊維使用率、再生材料使用率 回収・再使用・再生利用システム（配合率が低い場合）
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること 再生ポリエステル繊維、再生材料使用率についてはエコマーク商品類型の対象であり、上位互換であること 3R の取組等新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	現行の判断の基準の強化 ・再生材配合率の引き上げ ・上位互換の基準の準用（エコマーク商品類型の認定基準） 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認 ・エコマークにより認定又は同等以上の物品等 新たな評価軸の追加 ・回収・再使用・再生利用システムの構築を必須

## (15) 設備

設備に係るプレミアム基準の設定方法は、太陽光発電システム、太陽熱利用システム及び日射調整フィルムについて例示する。

太陽光発電システムについてはモジュール変換効率、エネルギーペイバックタイム等を、太陽熱利用システムについては集熱器効率等を基準としてそれぞれ設定している。また、日射調整フィルムについては、遮蔽係数、可視光線透過率等を判断の基準として設定している。設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、日射調整フィルム）に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、日射調整フィルム）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	<p>【太陽光発電システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モジュール変換効率</li> <li>エネルギーペイバックタイム</li> <li>設備の長期使用</li> <li>当該システムに関する情報開示</li> </ul> <p>【太陽熱利用システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集熱器効率</li> <li>当該システムに関する情報開示</li> </ul> <p>【日射調整フィルム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遮蔽係数、可視光線透過率</li> <li>熱貫流率</li> <li>フィルムの環境性能に関する情報開示又は認証</li> </ul>
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>【太陽光発電システム・太陽熱利用システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源採取（原料）段階及び廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること</li> <li>モジュール変換効率の引き上げが有効であること（太陽光発電システム）</li> <li>集熱器効率の引き上げが有効であること（太陽熱利用システム）</li> <li>3Rの取組等新たな評価軸の設定について考慮すること</li> </ul> <p>【日射調整フィルム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遮蔽係数の引き上げが有効であること（可視光線透過率とのトレードオフに留意が必要）</li> </ul>
プレミアム基準の考え方	<p>現行の判断の基準の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュール変換効率の引き上げ（太陽光発電システム）</li> <li>・集熱器効率の引き上げ（太陽熱利用システム）</li> <li>・遮蔽係数の引き上げ（日射調整フィルム）</li> </ul> <p>新たな評価軸の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収・再使用・再生利用システムの構築</li> </ul>

## (16) 災害備蓄用品

災害備蓄用品に係るプレミアム基準の設定方法は、飲料水及び食料について例示する。

飲料水及び食料については賞味期限及び保管管理に資する表示を基準として設定している。災害備蓄用品（飲料水、食料）に係るプレミアム基準の設定例は、以下のとおり。

災害備蓄用品（飲料水、食料）	
グリーン購入法における主な現行の判断の基準の項目等	賞味期限 保管管理に資する表示
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	廃棄・リサイクル段階の環境負荷低減が重要であること 長期保管・備蓄の観点から賞味期限の延長が有効であること（当該品目の供給状況等を踏まえ基準設定に関する検討が必要） 3Rの取組等新たな評価軸の設定について考慮すること
プレミアム基準の考え方	新たな評価軸の追加 ・賞味期限切れ後の回収・再生利用システムの構築（配慮事項の格上げ） 現行の判断の基準の強化 ・賞味期限の延長

## (17) 役務

役務に係るプレミアム基準の設定方法は、印刷、輸配送及び旅客輸送について例示する。

役務については、物品と異なり、事業者を選定する場合の基準であることから、当該事業者が行っている環境配慮への取組を評価することが必要である。

役務（印刷、輸配送、旅客輸送）	
基準の設定に当たり考慮すべき事項等	<p>【印刷】</p> <p>印刷工程全般にわたる環境配慮への取組を評価すること            グリーンプリンティング認定制度の認定工場（事業所）であること            環境マネジメントシステムの認証取得、環境/CSR報告書の作成・公表を評価すること            判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること            印刷物についてカーボンフットプリント等の算定が可能であること</p> <p>【輸配送・旅客輸送】</p> <p>グリーン経営認証の取得事業者であること            環境マネジメントシステムの認証取得、環境/CSR報告書の作成・公表を評価すること            判断の基準に格上げ可能な配慮事項があること</p>
プレミアム基準の考え方	<p>自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認            ・環境マネジメントシステムの認証取得、環境/CSR報告書の作成・公表（加点項目）            ・グリーンプリンティング認定制度の認定工場（事業所）（印刷）            ・グリーン経営認証の取得事業者（輸配送・旅客輸送）</p> <p>新たな評価軸の追加            ・資材・部品等の再使用又は再生利用（配慮事項の格上げ）（印刷）            ・低燃費・低排出ガス自動車の導入（配慮事項の格上げ）（輸配送・旅客輸送）</p> <p>他の環境施策との連携による相乗効果            ・カーボンフットプリントの算定された印刷物</p>